

立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 5 月 2 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 125 号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 30 年政令第 126 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 127 号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 24 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号）の公布による。

立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

第1条 立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(市民税の納稅義務者等) 第17条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては、均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。 (1)～(5)略..... 2略..... 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第25条第2項第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第33条の7第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定をこれに適用する。 (個人の市民税の非課税の範囲) 第18条 次の各号の一に該当する者に対しては、市民税（第3号に該当する者にあっては、第36条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1)及び(2)略..... (3) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が1,350,000円以下のもの	(市民税の納稅義務者等) 第17条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては、均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。 (1)～(5)略..... 2略..... 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第25条第2項第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定をこれに適用する。 (個人の市民税の非課税の範囲) 第18条 次の各号の一に該当する者に対しては、市民税（第3号に該当する者にあっては、第36条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1)及び(2)略..... (3) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が1,250,000円以下のもの

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（所得控除）

第27条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（調整控除）

第27条の5 前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、その者の第27条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

- (1) 当該納税義務者の第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が2,000,000円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（所得控除）

第27条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、同項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（調整控除）

第27条の5 所得割の納税義務者については、その者の第27条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

- (1) 当該納税義務者の第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下本条において「合計課税所得金額」という。）が2,000,000円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する

<p>金額</p> <p>ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ略.....</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が2,000,000円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が50,000円を下回る場合には、50,000円とする。）の100分の3に相当する金額 ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ略.....</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第29条の2 第17条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に掲げる源泉控除対象配偶者に係るもの）を除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらとあ</p>	<p>金額</p> <p>ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ略.....</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が2,000,000円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が50,000円を下回る場合には、50,000円とする。）の100分の3に相当する金額 ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ略.....</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第29条の2 第17条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらとあわせて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、</p>
---	---

わせて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第18条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9

……略……

(法人の市民税の申告納付)

第33条の7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の規定による申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の規定による申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、並びにその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9

……略……

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に掲げる地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方

同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の6の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。

2～9

……略……

(法人の市民税の申告納付)

第33条の7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の規定による申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の規定による申告納付にあっては、遅滞なく市長に提出し、並びにその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9

……略……

税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法
その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わ
なければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項
が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又
はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号に定め
る機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられた
ファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものと
みなす。

第4節 市たばこ税

（製造たばこの区分）

第75条 製造たばこの区分は、次の各号に掲げるとおりとし、製造た
ばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状
によるものとする。

(1) 噫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

（市たばこ税の納税義務者等）

第75条の2 市たばこ税（以下「たばこ税」という。）は、製造たば
この製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下「卸売販売業者

第4節 市たばこ税

（市たばこ税の納税義務者等）

第75条 市たばこ税（以下「たばこ税」という。）は、製造たばこの
製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下「卸売販売業者等」と

等」という。)が製造たばこを市内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合において、その売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。ただし、当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合において当該卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。

2

……略……

第76条

……略……

(製造たばことみなす場合)

第76条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第77条 たばこ税の課税標準は、第75条の2第1項本文に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(以下この条及び第81条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数と

いう。)が製造たばこを市内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合において、その売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。ただし、当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合において当該卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。

2

……略……

第76条

……略……

(たばこ税の課税標準)

第77条 たばこ税の課税標準は、第75条第1項本文の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

する。

2 前項に規定する製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、当該喫煙用の製造たばこのうち葉巻たばこ及びパイプたばこにあっては、1グラムにつき、刻みたばこにあっては2グラムにつき、並びにかみ用及びかぎ用の製造たばこにあっては、2グラムにつき、紙巻たばこの1本に換算するものとする。

3 加熱式たばこに係る第1項に規定する製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める額の紙巻たばこの1本の額に相当する額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞ

2 前項に規定するたばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、当該喫煙用の製造たばこのうちパイプたばこ及び葉巻たばこにあっては、1グラムにつき、刻みたばこにあっては2グラムにつき、並びにかみ用及びかぎ用の製造たばこにあっては、2グラムにつき、喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。) をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価 (たばこ事業法第33条第1項又は第2項に規定する認可を受けた小売定価をいう。) が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額 (消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項に規定する製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に定める加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第75条各号に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量 (同号に定める加熱式たばこの重量をいう。) に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項に規定する計算は、第4項に規定する製造たばこの品目ごと

3 前項前段に規定する製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第75条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を前項前段に規定する製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

4 前項の規定による計算は、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重

の1個当たりの重量又は前項に規定する加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項に規定する計算は、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第78条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

第79条略.....

2略.....

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に掲げる輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについ

量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(たばこ税の税率)

第78条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第79条略.....

2略.....

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に掲げる輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについ

て、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第75条の2の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第81条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第79条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の規定の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の規定の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税額を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第79条第2項に規定する書類及び次条第1項に規定する返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5

……略……

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の2の規定により算出した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が350,000円に当該者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合

て、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第75条の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第81条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下「申告納税者」という。）は、毎月末日までに前月の初日から末日までの間における第75条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等ごとの課税標準たる本数の合計数（以下「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第79条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の規定の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の規定の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税額を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第79条第2項に規定する書類及び次条第1項に規定する返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5

……略……

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の2の規定により算出した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が350,000円に当該者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円

には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第17条第1項の規定にかかわらず、分離課税に係る所得割を除き、市民税の所得割を課さない。

2及び3略.....

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

2略.....

3 法附則第15条第2項第6号に掲げる条例で定める割合は、100分の75とする。

4 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は、100分の75とする。

5 法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、100分の60(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、100分の50)とする。

6 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

7 法附則第15条第29項第1号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第29項第2号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

9 法附則第15条第29項第3号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

を加算した金額)以下である者に対しては、第17条第1項の規定にかかわらず、分離課税に係る所得割を除き、市民税の所得割を課さない。

2及び3略.....

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に掲げる条例で定める割合は、3分の1とする。

2略.....

3 法附則第15条第2項第3号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

4 法附則第15条第2項第7号に掲げる条例で定める割合は、100分の75とする。

5 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、100分の60(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、100分の50)とする。

7 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

8 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

- 10 法附則第15条第30項第1号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第30項第2号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。
- 12 法附則第15条第32項第1号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第32項第1号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第32項第1号ハに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第32項第1号ニに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。
- 16 法附則第15条第32項第1号ホに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。
- 17 法附則第15条第32項第2号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の75とする。
- 18 法附則第15条第32項第2号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の75とする。
- 19 法附則第15条第32項第3号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。
- 20 法附則第15条第32項第3号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。
- 21 法附則第15条第32項第3号ハに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。
- 22 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

- 9 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。
- 10 法附則第15条第32項第1号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第32項第1号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第32項第2号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。
- 13 法附則第15条第32項第2号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。
- 14 法附則第15条第32項第2号ハに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。
- 15 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、100分の80とする。

24 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

25 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

26 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第 号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等に係る割合を含む。）は、零とする。

27 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第17条の2 ……略……

2 ……略……

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

16 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、100分の80とする。

17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

18 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

19 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第17条の2 ……略……

2 ……略……

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第2条 立川市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(たばこ税の課税標準)	(たばこ税の課税標準)
第77条略.....	第77条略.....
2略.....	2略.....
3 加熱式たばこに係る第1項に規定する製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第1項に規定する製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
(1)～(3)略.....	(1)～(3)略.....
4～10略.....	4～10略.....
附 則	附 則
(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)
第10条の2略.....	第10条の2略.....
2～23略.....	2～23略.....
24 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。	24 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。
25 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	25 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
26 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第 号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第46項に規定する機械装置等に係る割合を含	26 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第 号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等に係る割合を含

む。)は、零とする。

27

……略……

む。)は、零とする。

27

……略……

第3条 立川市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(たばこ税の課税標準)	(たばこ税の課税標準)
第77条	第77条
2	2
3 加熱式たばこに係る第1項に規定する製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第1項に規定する製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
(1)及び(2) ……略……	(1)及び(2) ……略……
(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法	(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
ア及びイ ……略……	ア及びイ ……略……

4~10 (たばこ税の税率) 第78条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,122</u> 円とする。	4~10 (たばこ税の税率) 第78条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,692</u> 円とする。
---	---

第4条 立川市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第77条略.....</p> <p>2略.....</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項に規定する製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)及び(2)略.....</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第77条略.....</p> <p>2略.....</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項に規定する製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)及び(2)略.....</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p>

ア	……略……	ア	……略……
イ	アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項 第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額	イ	アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法 律第72号)第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により 算定した金額
4~10	……略……	4~10	……略……
(たばこ税の税率)	(たばこ税の税率)	第78条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,552円</u> とする。	第78条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,122円</u> とする。

第5条 立川市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第76条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを作り又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p>	<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第76条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを作り又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p>

<p>第 77 条</p> <p>2</p> <p>3 加熱式たばこに係る第 1 項に規定する製造たばこの本数は、<u>次の各号</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>.....略.....</p> <p>.....略.....</p>	<p>第 77 条</p> <p>2</p> <p>3 加熱式たばこに係る第 1 項に規定する製造たばこの本数は、<u>第 1 号</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、<u>第 2 号</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び<u>第 3 号</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>.....略.....</p>
<p>(1) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第 16 条の 2 の 2 で定めるものに係る部分の重量を除く。）の 0.4 グラムをもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法</p> <p>(2) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額（たばこ税法（昭和 59 年法律第 72 号）第 11 条第 1 項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成 10 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率、法第 74 条の 5 に規定するたばこ税の税率及び法第 468 条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。）をもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法</p> <p>ア及びイ</p> <p>.....略.....</p> <p>4 第 2 項に規定する製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第</p>	<p>(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の 1 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法</p> <p>(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第 16 条の 2 の 2 で定めるものに係る部分の重量を除く。）の 0.4 グラムをもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額（たばこ税法（昭和 59 年法律第 72 号）第 11 条第 1 項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成 10 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率、法第 74 条の 5 に規定するたばこ税の税率及び法第 468 条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。）をもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法</p> <p>ア及びイ</p> <p>.....略.....</p> <p>4 第 2 項に規定する製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第 1 号に掲げる方法により同号に定める加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に</p>

75 条各号に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に定める加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6略.....

7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項に規定する計算は、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1錢未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第75条各号に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に定める加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6略.....

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項に規定する計算は、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1錢未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第6条 立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成27年立川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p>	<p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p>
<p>第5条略.....</p>	<p>第5条略.....</p>
<p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率は、<u>立川市市税賦課徴収条例</u>第 78 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p>	<p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新条例第 78 条</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p>
<p>(1)及び(2)略.....</p>	<p>(1)及び(2)略.....</p>
<p>(3) <u>平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日まで</u> 1,000 本につき 4,000 円</p>	<p>(3) <u>平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで</u> 1,000 本につき 4,000 円</p>
<p>3略.....</p>	<p>3略.....</p>
<p>4 平成 28 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻きたばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>立川市市税賦課徴収条例</u>第 75 条の 2 第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第 52 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等で</p>	<p>4 平成 28 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻きたばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例第 75 条第 1 項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第 52 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等で</p>

が卸販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 ……略……

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字

ある場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 ……略……

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字

句に読み替えるものとする。

第5項	……略……	……略……
	平成28年5月2日	平成31年10月31日
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日
……略……	……略……	……略……

句に読み替えるものとする。

第5項	……略……	……略……
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
……略……	……略……	……略……

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中立川市市税賦課徴収条例第75条を第75条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第76条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第77条から第79条まで及び第81条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定
平成30年10月1日
- (2) 第1条中立川市市税賦課徴収条例第18条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第29条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中立川市市税賦課徴収条例第77条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中立川市市税賦課徴収条例第17条第1項及び第3項並びに第33条の7第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中立川市市税賦課徴収条例第18条第1項第3号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第27条の2及び第27条の5の改正規定並びに同条例附則第5条の3の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中立川市市税賦課徴収条例附則第10条の2第18項を同条第25項とし、同項の次に1項を加える改正規定（同条第26項に係る部分に限る。） 公布の日又は生産性向上特別措置法（平成30年法律第 号）の施行の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の立川市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の立川市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の立川市市税賦課徴収条例第17条第1項及び第3項並びに第33条の7第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に掲げる売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（立川市市税賦課徵収条例の一部を改正する条例（平成27年立川市条例第34号）附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の立川市市税賦課徵収条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第75条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第12条、第81条第4項及び第5項、第83条の2並びに第83条の3の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第81条第1項若しくは第2項、	立川市市税賦課徵収条例等の一部を改正する条例（平成30年立川市条例第号。以下この条例及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項、
------	-----------------	---

第12条第2号	第81条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第12条第3号	第66条の6第1項に規定する申告書、第81条第1項若しくは第2項に規定する申告書又は第119条第1項に規定する申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の規定による納期限
第81条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第81条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第83条の2第1項	第81条第1項又は第2項 当該各項	平成30年改正条例附則第6条第2項 同項
第83条の3第2項	第81条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

5 30年新条例第82条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第12条第3号の項中「第66条の6第1項に規定する申告書、第81条第1項」とあるのは、「第81条第1項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（こ

これらの者が卸販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。) を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の立川市市税賦課徴収条例（以下の項及び次項において「32年新条例」という。）第12条、第81条第4項及び第5項、第83条の2並びに第83条の3の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第81条第1項若しくは第2項、	立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年立川市条例第号。以下この条例及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第12条第2号	第81条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第12条第3号	第66条の6第1項に規定する申告書、第81条第1項若しくは第2項に規定する申告書又は第119条第1項に規定する申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の規定による納期限
第81条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第81条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第83条の2第1項	第81条第1項又は第2項 当該各項	平成30年改正条例附則第9条第2項 同項
第83条の3第2項	第81条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

5 32年新条例第82条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸販売業者等について準用する。この場合において、当該卸販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこのについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の立川市市税賦課徴収条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第12条、第81条第4項及び第5項、第83条の2並びに第83条の3の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第81条第1項若しくは第2項、	立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年立川市条例第号。以下この条
------	-----------------	---

		及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第11条第3項、
第12条第2号	第81条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第12条第3号	第66条の6第1項に規定する申告書、第81条第1項若しくは第2項に規定する申告書又は第119条第1項に規定する申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の規定による納期限
第81条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第81条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第83条の2第1項	第81条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項
第83条の3第2項	第81条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

5 33年新条例第82条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。